

「令和6年度 読書活動支援1000冊プラン」貸出・返却要領

1 貸出図書

貸出図書は、一つの段ボール箱に40冊ずつ入っています。最初に各箱に入っている冊数を確認してください。

2 図書の貸出・返却

貸出図書は1年間指定自治体に貸出し、令和7年2～3月に返却していただきます。貸出図書の配本・回収は、当館の「市町村支援協力車」で行います。日程・場所等は、教育委員会や学校と相談の上で決定し、後日連絡いたします。

3 返却時の留意事項

- (1) 自校や自館の本と区別するため、背表紙にシール等を活用した場合、返却時にはシールをはがし、シール跡の汚れ等も落として貸出時の状態に戻してください。
- (2) 図書を箱に入れる際には、「団体貸出一覧表」を利用して本を確認してください。1箱に40冊ずつ、できるだけ背表紙を上にして、本の題名が見えやすいように入れてください。確認が終わったら、「団体貸出一覧表」を箱に入れて返却してください。
- (3) 破損した図書がありましたら、付箋を貼る・袋に入れる等、他の図書と区別がつく工夫をして箱に入れ、その旨をメモ等にお書き添えください。破損図書の補修は、返却後に当館が行います。絶対にセロテープ等で補修しないでください。
- (4) 紛失等により返却できない図書がある場合には、「未返却図書一覧表」（様式4）を作成し、提出してください。見付かった場合、年度内に当館地域協力係まで、持参または郵送等で届けてください。

4 貸出図書の亡失・汚破損等について

貸出図書が亡失または汚破損等により、以後の使用に耐えない状態となった場合は、別に定める「学校貸出用図書館資料賠償要項」を適用します。同要項の規定により、亡失・汚破損等の原因が児童による場合は、賠償を免除することができます。

5 その他

関係文書の様式は、県立図書館 Web ページからダウンロードすることができます。

【トップページ上部メニュー - 学校・県内図書館のページ - 学校への貸出

- 読書活動支援1000冊プラン】

不明な点がございましたら、御相談ください。

【連絡先】

群馬県立図書館 地域協力係 〒371-0017 前橋市日吉町1-9-1

TEL 027-231-3008 FAX 027-235-4196